

SOMPORリスケアマネジメント
 コンサルタント
 富田 翔氏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）の改正法が2017年6月16日に公布された。改正法では主に、①廃棄物の不適正処理②有害使用済み機器などの不適正保管――の2点を対象に規制が強化される。

①の背景には、16年1月に発覚した廃棄食品の不正転売事案がある。この事案では廃棄物処理業者の許可取り消し後、施設に放置されていた廃棄食品の処理が問題となった。許可取り消し後の業者は行政の改善命令の対象にできなかったため、今後は対象にできるよう改正された。同事案では産業廃棄物の処理を委託する際、その処理が適正に実施されたかを確認するために作成する産業廃棄物管理票（マニフェスト）

不適正処理への対応強化

2017年の廃掃法改正のポイント

- ① 廃棄物の不適正処理への対応の強化**
 - 許可を取り消された者等に対する措置の強化
 - 廃棄物処理業の許可を取り消された者にも、行政が改善命令を出せることを規定
 - 事業を廃止した廃棄物処理業者は、その旨を排出事業者らに通知することを義務付け

- マニフェスト制度の強化**
 - マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化
 - 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、電子マニフェストの使用を義務付け

- ② 有害使用済み機器の適正な保管等の義務付け**
 - 有害使用済み機器（有価で取引される雑品スクラップなど）の保管・処分業者に都道府県知事への届け出、処理基準の順守などを義務付け

ト）の虚偽記載等も問題となったため、改正で罰則が強化される。さらに、不適正処理の早期の実態把握・原因究明のため、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者（年間50ト以上の特別管理産業廃棄物排出事業者

と定められる予定）に電子マニフェストの使用を義務付ける。

②には、廃棄物処理法の規制を受けない有価で取引される雑品スクラップなどの環境保全措置が不十分なために、火災や有害物質等の漏出という問題がある。これに対応するため、都道府県知事への保管の届け出、後日

政令で定める処理基準の順守などが保管・処分業者に義務付けられる。

この他、一体的な経営を行う親子会社間での廃棄物処理の合理化についての規制緩和が盛り込まれた。

改正廃掃法の公布後、電子マニフェストの義務化は3年以内、その他の規定は1年以内に施行される。改正を機に各企業が廃棄物管理体制の見直しやグループ企業間の排出者責任の考え方を整理することで、廃棄物管理の効率化と不適正処理の予防が深化することが期待される。

とみた・しょう 非政府組織（NGO）を経て現職。企業の環境・社会的責任（CSR）マネジメント、環境法規制等対応支援、官公庁の各種調査業務に従事。



とみた・しょう 非政府組織（NGO）を経て現職。企業の環境・社会的責任（CSR）マネジメント、環境法規制等対応支援、官公庁の各種調査業務に従事。